

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

 ご照会などにつきましては、お電話で承ります。 第一フロンティア生命お客さまサービスセンター ☎0120-876-126 営業時間：月曜日～金曜日 （祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00	サービス内容 ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ ②基準価額のご照会 ③給付金などの請求のお手続き ④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き
 現在の積立利率、基準価額、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。 第一フロンティア生命ホームページ URL http://www.d-frontier-life.co.jp/	
 ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。 ●「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」(年4回) *3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。 ●目標値到達による「定額の円貨建終身保険への移行」のお知らせ *「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した方のみ、目標値到達時にご郵送します。 *移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回ご郵送します。	

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命03-6685-6500(大代表)]までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- この商品は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が募集代理店となります。この商品の变額部分は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社投資顧問部の投資助言を受けた投資信託で運用されます。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
www.sc.mufg.jp

(ご契約後のご照会)
引受保険会社



第一フロンティア生命保険株式会社
〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1
大崎ウエストタワー
電話 (03) 6685-6500(大代表)

お客さまサービスセンター ☎0120-876-126
営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00
◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

18年4月版

☎B17F0421(2018.3.6) 営業F4282-03 18年3月作成 ラ

第一フロンティア生命の投資型年金保険

プライム ターゲット2・年金(外貨)

年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)



大切な資産だから・・・

できればふやしたい

早く確保したい

減らしたくない



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- ご検討、お申込みに際しては、運用方法や保障(証)内容がご自身のニーズと合った保険商品であるか、ご確認ください。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
 なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[募集代理店]

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
www.sc.mufg.jp

[引受保険会社]

第一フロンティア生命
第一生命グループ

しくみと特徴

この保険は、外貨建の一時払年金保険です。

OPEN

ふえたら早く確保したい！
という方はこちらをお開きください。

“できればふやしたい” “でも減らしたくない”

だから 最低保証したうえで、プラスαの運用

ステップ1 ご契約時

- 運用期間・最低保証を選びます。
- 一時払保険料が2つの部分に分かれます。

変額部分

定額部分

ステップ2 運用期間中(10年または5年)

市場環境の変化に対応し、積極的に収益の獲得をめざします。

ご契約に適用される積立利率で、積立金を確実にふやします。

ステップ3-① 運用期間満了時

「変額部分」で「定額部分」にプラスαした運用成果が期待できます。

「定額部分」のみで一時払保険料(基本保険金額)を、豪ドル建で最低保証します。

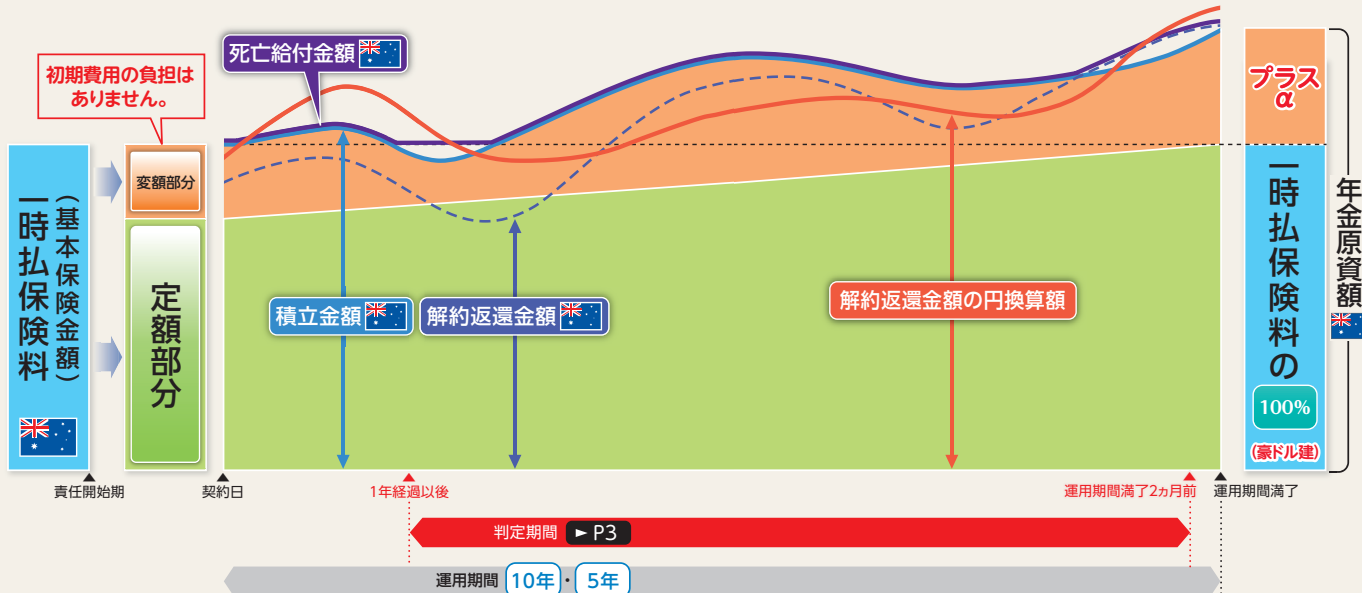
⚠ 円建での保証はありません。

< 100% を選んだ場合のイメージ図 >

< ご選択いただけるパターン >

運用期間	10年	5年
最低保証	100%	100%
	110%	

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない運用期間・最低保証(年金原資保証率)があります。



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。
くわしくは ▶ P19~21 をお読みください。

用語について	契約日	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日末に繰り入れます。
	変額部分	特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。
	定額部分	一般勘定で運用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。

しくみと特徴

この保険は、外貨建の一時払年金保険です。

“できればふやしたい” “でも減らしたくない”

ステップ1 ご契約時

- 運用期間・最低保証を選びます。
- 一時払保険料が2つの部分に分かれます。

変額部分

定額部分

ステップ2 運用期間中(10年または5年)

市場環境の変化に対応し、積極的に収益の獲得をめざします。

ご契約に適用される積立利率で、積立金を確実にふやします。

しかも“ふえたら早く確保したい”

ステップ3-② 目標値への到達時(目標値を設定した場合)

「解約返還金額の円換算額」が、あらかじめ指定した円換算の目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保します。

- 円換算の目標値は105%または110~200%(10%きざみ)を指定できます。

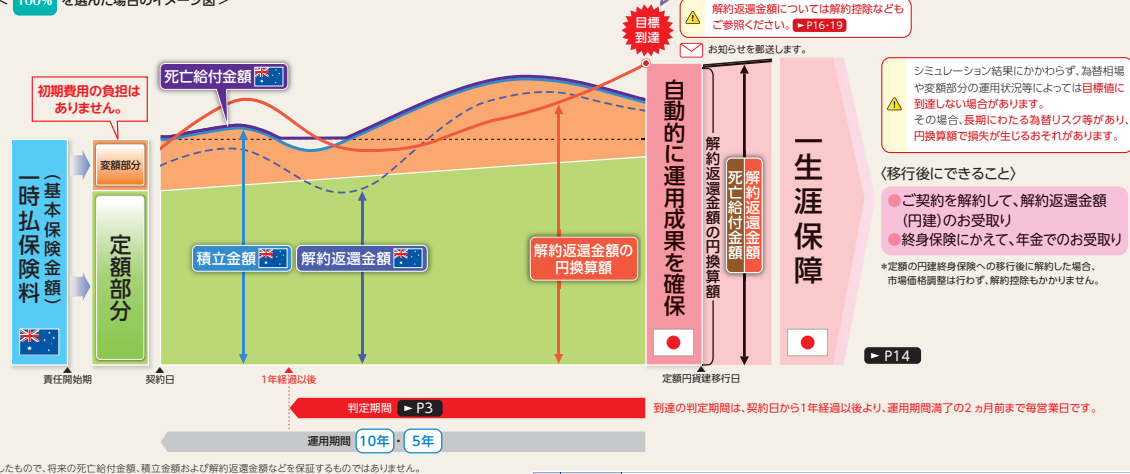
例 一時払保険料の円換算額 $\times$ 目標値 110% = 目標金額 1,100万円

※一時払保険料を第一フロンティア生命所定の為替レートで円換算した金額となります。▶P14

- 目標値は契約後に変更することができます(この場合250%、300%も指定いただけます)。

⚠ 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

< 100% を選んだ場合のイメージ図 >



< ご選択いただけるパターン >

運用期間	10年	5年
最低保証	100% 110%	100%

※ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない運用期間・最低保証(年金原資保証率)があります。

※上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。くわしくは ▶P19~21 をお読みください。

契約日	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日(または保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日)に繰り入れます。
変額部分	特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により変動する部分を行います。
定額部分	一般勘定で運用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率に基づいてご契約の際に確定する部分を行います。
定額円換算移行日	定額の円換算終身保険に移行する日で、到達判定日(目標値に到達した日)の翌々営業日となります。

目標到達シミュレーション 10年 100%保証 積立利率1.71% (定額部分 84.5% 変額部分 15.5%)

変額部分の資産配分	○新興国債券およびリートについては、算出可能な時から順次組み入れ ○三菱UFJリタイルがインデックスファンドの一部の資産を受けた運用は2007年1月より適用
積立利率	2017年11月末の積立11月年金リターンを参考
一時払保険料の定額部分と変額部分の割合	積立利率を上記で設定しているため、全ケースで割合は同じ
為替レート	毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに第一フロンティア生命が作成)を使用
目標値到達判定期間	毎月1日の1年経過以後から運用期間満了の2ヵ月前まで毎営業日判定
費用	保険料と関係なく、毎運用期間に発生後、受取時に徴収される
その他	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮

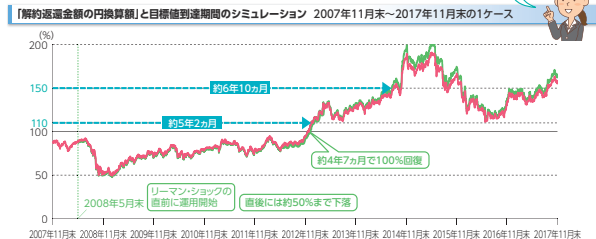
⚠ 目標値に到達したケース数および経過年数は、実際の運用成果を表したのではなく、確実性を保証するものではありません。

目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数

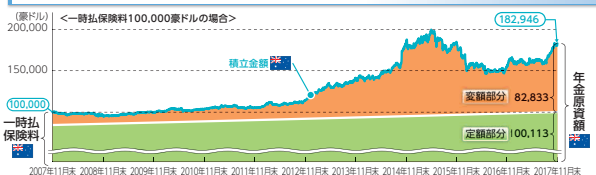
1999年12月末から2007年11月末までの各月末に運用開始し、それぞれ10年間運用したと仮定した96ケースを集計 (1/96ケース)

目標値	到達ケース (96ケース)	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上10年未満
105%	96	72	8	4	—	12
110%	96	66	12	5	—	13
120%	96	48	26	5	2	15
150%	96	5	27	16	12	36
200%	89	—	4	16	16	53

96ケースのうち、最新のケースでどのように目標到達したのかをみてみましょう。



積立金額(ドルベース)などの最新シミュレーション 2007年11月末~2017年11月末の1ケース



⚠ 上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
○資産運用関係にかかる消費税について、最新データである2017年11月末時点の税率(一律8%)で計算しています。

目標到達 シミュレーション

前提条件

変動部分の資産配分	○新興国債券およびリートについては、算出が可能な時期から順次組入れ
積立利率	運用期間に応じた2017年11月末の豪ドル金利スワップレートを参考
一時払保険料の 定額部分と変動部分の割合	積立利率を上記で固定しているため、運用期間ごとの全ケースで割合は同じ
為替レート	毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに第一フロンティア生命が作成)を使用

○三菱UFJモルガン・スタンレー証券の助言を受けた運用は2007年1月より適用

目標到達判定期間	契約日の1年経過以後から運用期間満了の2ヵ月前まで毎営業日判定
費用	保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前
その他	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮

10年 110%保証 (積立利率1.71% 定額部分 92.9% 変動部分 7.1%)



目標値に到達したケース数および経過年数は、実際の運用成果を表したものではありません、確実性を保証するものではありません。

目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数

1999年12月末から2007年11月末までの各月末に運用開始し、それぞれ10年間運用したと仮定した96ケースを収集 (ノ96ケース)

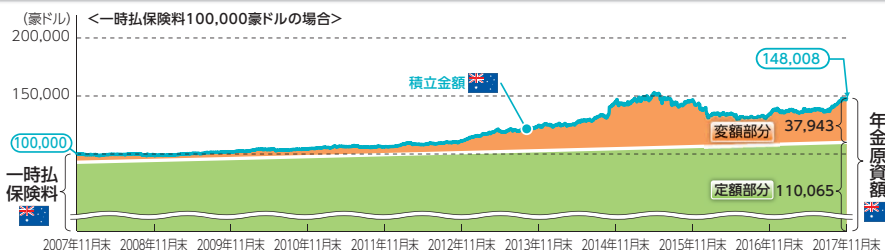
目標値	到達ケース (ノ96ケース)	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満
105%	96	73	7	4	—	12
110%	96	65	14	4	—	13
120%	96	26	38	8	2	22
150%	89	—	10	28	15	36
200%	75	—	—	—	10	65

96ケースのうち、最新のケースでどのように目標到達したのかをみてみましょう。

「解約返還金額の円換算額」と目標到達期間のシミュレーション 2007年11月末～2017年11月末の1ケース



積立金額(豪ドルベース)などの最新シミュレーション 2007年11月末～2017年11月末の1ケース



5年 100%保証 (積立利率1.12% 定額部分 94.6% 変動部分 5.4%)

ありません。

目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数

1999年12月末から2012年11月末までの各月末に運用開始し、それぞれ5年間運用したと仮定した156ケースを収集 (ノ156ケース)

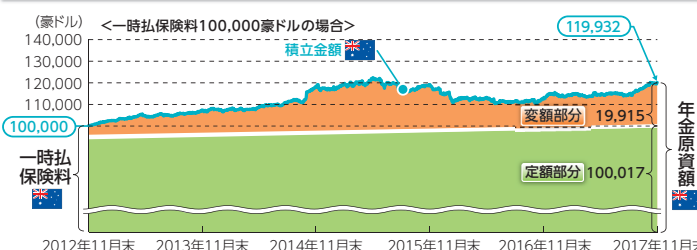
目標値	到達ケース (ノ156ケース)	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
105%	144	131	4	3	6
110%	141	115	14	6	6
120%	133	75	42	14	2
150%	87	1	17	44	25
200%	7	—	—	—	7

156ケースのうち、最新のケースでどのように目標到達したのかをみてみましょう。

「解約返還金額の円換算額」と目標到達期間のシミュレーション 2012年11月末～2017年11月末の1ケース



積立金額(豪ドルベース)などの最新シミュレーション 2012年11月末～2017年11月末の1ケース



○上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

○資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2017年11月末時点の税率(一律8%)で計算しています。

変額部分の運用のしくみ

変額部分 質と量の両面で工夫があります。

質

〈ポイント1〉実質的に世界各国の株式・債券・リートに分散投資を行います。

国内株式

先進国株式

新興国株式

国内債券

先進国債券

新興国債券

国内リート

先進国リート

〈ポイント2〉三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部から助言を受け、運用を行います。

資産配分

原則として
年1回決定



市場環境によって
不定期に見直し

*短期金融資産を活用する場合もあります。

量

実際の投資金額より大きな金額で運用できるしくみで、積極的に収益の獲得をめざします。

収益および損失を最大で約6倍※にする運用をします。

※約6倍を上限として毎日見直します。

【例】豪ドル建てで収益を5倍にする運用をしたイメージ

＜イメージ＞



*諸費用や税金は考慮していません。

このしくみにより、基準価額は大きな価格変動をとまいます。よって、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となる可能性もあります。変額部分がゼロになる可能性はありますが、それ以上マイナスになることはなく、定額部分に影響を与えることはありません。

定額部分のみでしっかりと最低保証があるので、変額部分は余裕を持って積極的な収益の獲得をめざすことができます。



〈「変額部分」のご留意事項〉

「定額部分」と異なり、運用期間満了時に最低保証がないため、市場環境によっては、ご契約時の一時払保険料の変額部分相当額を下回ることがあります。

*特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

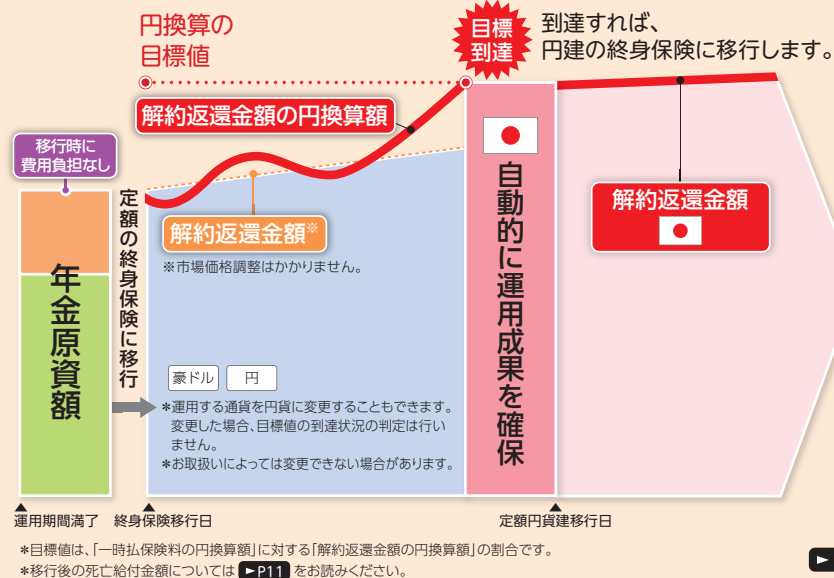
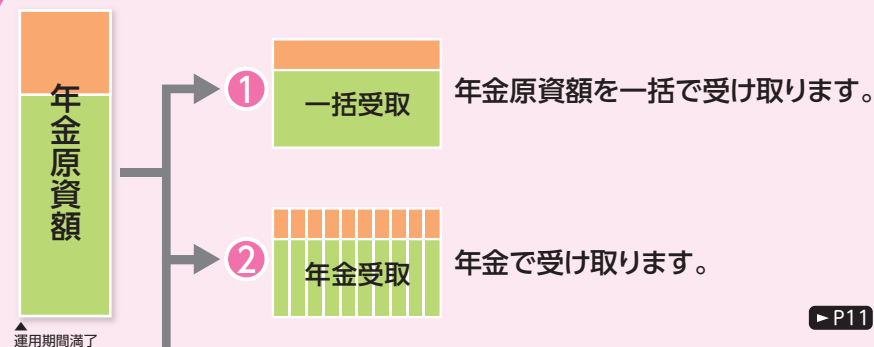
目標値に到達しなくても、運用期間満了時にこんなことができます。



年金原資額をもとに、つぎの①・②・③のいずれかを選べます。

【ご留意事項】①・③は、ご契約時には選択できません。運用期間満了時の2カ月前を目処に届くお知らせによりお選びいただけます。

＜イメージ＞



①・②・③のほかに、運用期間満了時に、年金支払開始日を繰り延べることも選べます

▶P17



上記のお取扱いは、運用期間満了時までにお手続きください。

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

この冊子では、分かりやすさの観点から約款上の用語をつぎのとおり表記しています。

約款に記載の名称	この冊子での表記
定率部分	定額部分
運用実績連動部分	変額部分

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険（年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型））は、一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の豪ドル建の変額年金保険です。

- 基本保険金額に年金原資保証率※を乗じた金額が、年金原資額として定額部分のみで最低保証され、変額部分で更なる運用成果の上乗せをめざします。積立金額は、定額部分の積立金額および変額部分の積立金額の合計額となります。

(1) 定額部分について

第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率を適用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率※に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。

※「基本保険金額」に対する「年金支払開始日の前日における定額部分の積立金額」の割合で、この保険では運用期間が10年の場合は100%または110%、5年の場合は100%となります。

(2) 変額部分について

特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

- 積立利率は、毎月2回（1日と16日）、指標金利（運用期間に応じた豪ドルの金利スワップレート）に基づいて第一フロンティア生命が定めた利率のことで、定額部分に適用します。

- 豪ドル建の年金原資額や死亡給付金額が、豪ドル建の一時払保険料相当額を下回することはありません。

- 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。

- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の付加により、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して定額の円建終身保険に移行します。

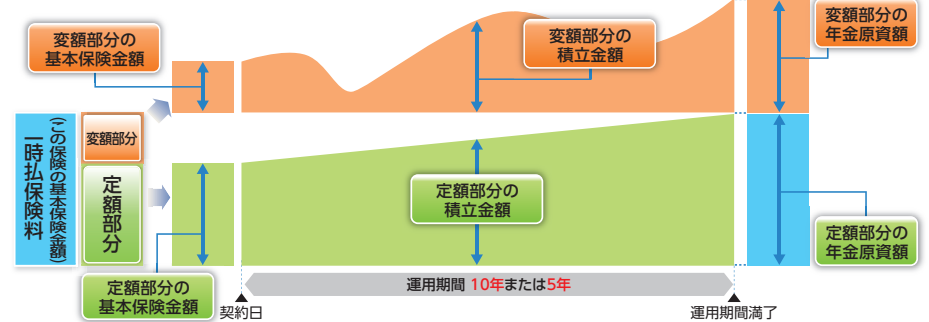
- 商品のしくみ図（イメージ）については ▶ P1・2 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶ P19~21

4 定額部分と変額部分の2つの部分に分けた運用について

<イメージ>



(1) 定額部分

- 定額部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち定額部分に充当する金額のことをいい、定額部分の年金原資額（基本保険金額に年金原資保証率を乗じた額）を確定するためご契約の際に必要な金額を、適用される積立利率を用いて計算します。

$$\text{定額部分の基本保険金額} = \text{この保険の基本保険金額} \times \left[\frac{\text{定額部分の割合} \times \text{年金原資保証率}(100\% \text{または} 110\%)}{(1 + \text{適用される積立利率}) \times \text{運用期間(年数)}} \right]$$

- 定額部分の積立金額とは、定額部分の基本保険金額と同額をもとに、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額のことをいいます。

(2) 変額部分

- 変額部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち変額部分に充当する金額のことをいい、この保険の基本保険金額から定額部分の基本保険金額を差し引いて計算します。

$$\text{変額部分の基本保険金額} = \text{この保険の基本保険金額} - \text{定額部分の基本保険金額}$$

- 変額部分の積立金額とは、変額部分の基本保険金額と同額を特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額のことをいいます。

ご参考 定額部分および変額部分の基本保険金額の計算例

運用期間：10年、一時払保険料（この保険の基本保険金額）：100,000豪ドル、適用される積立利率：2.5%、年金原資保証率：100%の場合

$$\begin{aligned} \text{定額部分の基本保険金額} &= \text{この保険の基本保険金額} \times \left[\frac{\text{年金原資保証率}}{(1 + \text{適用される積立利率}) \times \text{運用期間(年数)}} \right] \\ &= 100,000 \text{豪ドル} \times \frac{100\%}{(1 + 2.5\%)^{10}} \\ &= 100,000 \text{豪ドル} \times 78.2\% \text{ (小数第2位を切り上げ)} \\ &= 78,200 \text{豪ドル} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{変額部分の基本保険金額} &= \text{この保険の基本保険金額} - \text{定額部分の基本保険金額} \\ &= 100,000 \text{豪ドル} - 78,200 \text{豪ドル} \\ &= 21,800 \text{豪ドル} \end{aligned}$$

5 保障内容について

年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類		年金受取開始年齢※
確定年金	年金受取 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。 この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	5歳～90歳
一括受取 (年金原資額の一時支払)	一括受取 年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。 年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。	

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

※年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

※年金額が3,000豪ドル、円貨の場合は30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。

※年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

■被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末の基本保険金額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについて、くわしくは ▶P17 をご参照ください。

■「目標到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加し、定額の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。 ▶P13-14

保険期間	死亡給付金額
移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

※移行後の死亡給付金額は、移行前の死亡給付金額を下回ることがあります。

年金などを豪ドルでお受け取りになる場合には、豪ドルで受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。
また、豪ドルでのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

6 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料 もしくは 各払込金額)	最低	指定通貨で 入金する場合	豪ドル 20,000豪ドル	
		「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 200万円	
		「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル 20,000米ドル	
	最高	* 保険料の払込単位は、円: 1万円、豪ドル: 1豪ドル、米ドル: 1米ドル。		
		9億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 * 同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額個人年金保険に加入されている場合、 基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。 * 目標値を設定している場合には、「一時払保険料の円換算額×目標値」の金額で判定します。		
運用期間(契約年齢)	10年(0歳～80歳) 5年(0歳～85歳)			契約年齢は、契約日における被保険者の満年齢です。 なお、ご契約時の金利情勢などによってはお取り扱いできない運用期間 があります。
年金受取開始年齢	5歳～90歳			
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定			
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 * ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。			
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 * 後継年金受取人は1名のみ指定できます。 * ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。			
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。			
年金支払開始日の変更	年金支払開始日の繰延べを取り扱います。			
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。			
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。			
基本保険金額の 変更	増額	取り扱いません。		
	減額	定額の終身保険に移行後のみ取り扱います。ただし、減額後の移行後基本保険金額が 10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。		
契約者貸付	取り扱いません。			

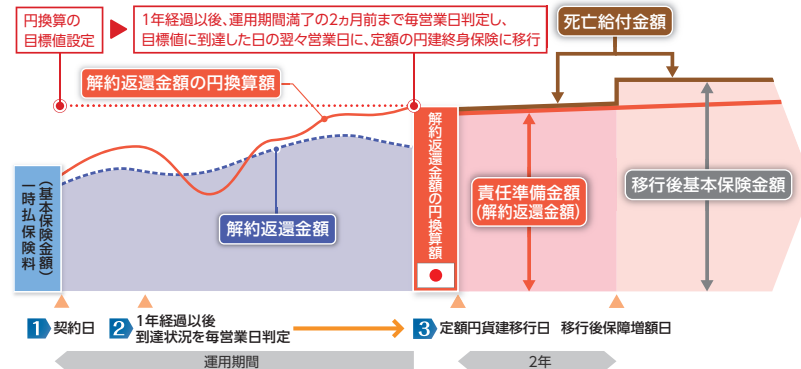
7 付加できる特約について

■詳しくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

目標値到達時 定額円貨建 終身保険 移行特約	■運用期間満了日の2ヵ月前まで付加できます。 ■目標値に到達せずに運用期間が満了した場合でも、定額の外貨建終身保険に移行（「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加）することで、目標値の判定を継続します。 ■「一時払保険料の円換算額（判定基準金額）」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、定額の円建終身保険に移行します。 ■移行後の死亡給付金額については▶P11をご参照ください。
定額終身保険 移行特約 （移行後 通貨指定型）	■運用期間満了時に付加でき、年金原資額をもとに定額の終身保険に移行できます。 ■契約日から起算して1年経過後、運用期間満了日の2ヵ月前まで付加することもでき、この場合、特約申込日末の解約返還金額をもとに定額の終身保険に移行します。 ■移行後の指定通貨を円貨に変更できますが、目標値を設定していた場合、以後の到達状況の判定は行いません（上記特約は消滅します）。 ■移行後の死亡給付金額については▶P11をご参照ください。 ■移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります（市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません）。
年金支払 移行特約	■上記2つの特約のいずれかを付加し、定額の終身保険に移行後、付加できます（被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限りです）。 ■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。 ■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
保険料 円貨入金特約	■保険料を円貨でお払いいただけます。 ■豪ドルへの換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ※着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
保険料 外貨入金特約	■保険料を米ドルでお払いいただけます。 ■豪ドルへの換算に適用する為替レート（クロスレート）は、米ドル払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ※着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
円貨支払特約	■年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。 ■年金などのご請求の際に付加できます。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■円貨による年金受取の選択は、第1回の（特約）年金の請求の際に限りです。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、豪ドルで受け取ることはできません。年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。
死亡給付金等の 年金払特約	■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回の5回きざみ）から選択できます。

■目標値を設定した場合（「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合）のお取り扱いについて、以下のとおりとなります。

＜イメージ＞



*上記のしくみ図は、定額部分および変動部分を分けて記載しています。

*責任準備金は、将来の死亡給付金をお支払いするために、積み立てたものです。

1 目標値設定

■目標値は、「一時払保険料の円換算額（判定基準金額）^{*1}」に対する「解約返還金額の円換算額^{*2}」の割合です。

※1 一時払保険料を、第一フロンティア生命に着金した日（第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日）の判定基準為替レートで円換算した金額となります。なお「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額と同額です。また、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額を判定基準為替レートで円換算した金額です。

※2 解約返還金額を判定日の目標値判定為替レートで円換算した金額となります。

判定基準為替レート	TTM+50 銭
目標値判定為替レート	TTM-50 銭

*TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

*左記の為替レートは2018年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

■目標値は、以下から指定できます。

105% または **110%** ～ **200%** （10%きざみ）

■目標値到達までは、目標値を何度でも変更できます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

■「一時払保険料の円換算額（判定基準金額）×目標値」が9億円相当額を超える設定、変更はできません。

*市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

2 到達状況の判定

■契約日から1年経過後^{*3}より、運用期間満了日の2ヵ月前まで、到達状況を毎営業日判定します。

※3 この特約を1年経過後に付加した場合は、その付加日

■定額の外貨建終身保険に移行した場合、「一時払保険料の円換算額」に対する目標判定を、終身保険移行日から終身にわたり継続します。

3 目標値に到達した場合には、自動的に円貨で運用成果を確保し、定額の円建終身保険に移行

■目標値に到達した日（到達判定日）の翌々営業日（定額円貨建移行日）に、定額の円建終身保険に移行します。

なお、到達判定日から定額円貨建移行日前日の解約返還金額は変動（増減）します。

■移行後基本保険金額は、到達判定日末における解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて算出します。

■移行後基本保険金額が限度額を超える場合、超える部分に対応する「解約返還金額の円換算額」をご契約者にお支払いします。

⚠ 限度額は、当社の他の終身保険（年金保険から移行した契約も含みます）の死亡保険金額などと通算した所定の金額となります。

■定額円貨建移行日以後の死亡給付金額については▶P11をご参照ください。

■移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります（市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません）。

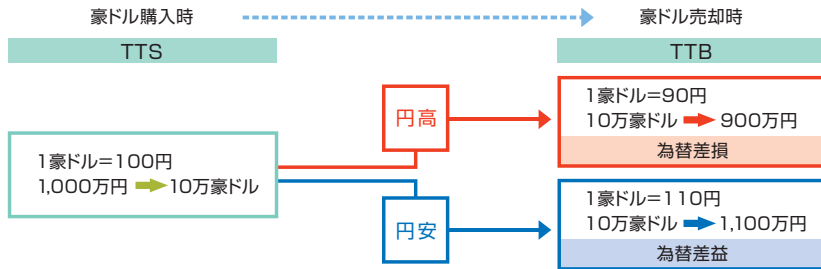
8 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

9 為替リスクについて

■くわしくは▶P21をご参照ください。

為替の影響の例



●TTS(対顧客電信売相場)・・・お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

●TTB(対顧客電信買相場)・・・お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

*為替相場に変動がない場合(TTM(対顧客電信売買相場仲値=TTSとTTBの仲値)が同値の場合)でも、TTS・TTBには為替手数料が反映されています。適用される為替レートに差があることから、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

10

解約返還金額について

(解約する場合や、目標値に到達して定額の円建終身保険に移行する場合など)

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

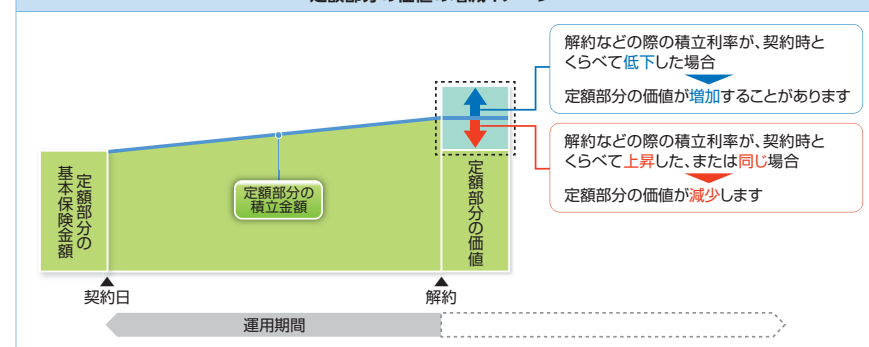
$$\text{解約返還金額} = \left[\text{定額部分の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] + \text{変動部分の積立金額} - \text{解約控除の額}$$

*解約返還金計算日は、請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)とします。

市場価格調整(定額部分の積立金額に適用されます)

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約返還金額が増減します。

定額部分の価値の増減イメージ



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

*「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率とします。

*「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険の一時払保険料(充当金)を当社が受領し、この保険と同一の年金原資保証率、運用期間、通貨および特別勘定が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率とします。

*「残存月数」とは、運用期間の満了日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

■定額の終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

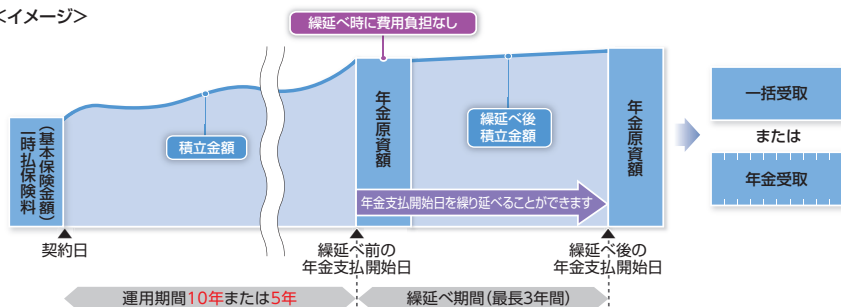
$$\text{解約控除の額} = \text{この保険の基本保険金額} \times \text{解約控除率 (▶P19) をご参照ください}$$

■定額の終身保険への移行後は、解約控除はかかりません。

11 年金支払開始日の繰延べについて

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は最長3年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日末における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます（積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます）。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されます。
- 繰延べ期間では、ご契約を解約して繰延べ後積立金額をお受取りできます（市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません）。
- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して目標値に到達せず、年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。

<イメージ>



*上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けずに記載しています。

12 変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクについて

- 以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称	グローバル運用型VAMU(豪ドル)
主な投資対象となる投資信託の名称	世界バランス型ファンド(豪ドル)VA(適格機関投資家限定)
運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 年率0.49%程度(税抜き) の1/365を毎日控除します。
投資方針	国内・先進国・新興国の株式、国内・先進国・新興国の債券、国内・先進国のリートを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。

- 各資産クラスの詳細については、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

資産クラス	対象資産
国内株式	日本株式先物225ローリング指数
先進国株式	外国株式先物ローリング指数
新興国株式	エマージング・マーケット先物ローリング指数
国内債券	日本国債先物ローリング指数
先進国債券	外国国債先物ローリング指数
新興国債券	エマージング・マーケット債券ETF指数
国内リート	J-REIT指数
先進国リート	米国REIT ETF指数

*法令や規制方針の変更および投資方針に沿った運用を行うなどの理由で、今後変更もしくは追加・削除される場合があります。

- 変額部分の主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

- 特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読みください。

13 お客さまに負担していただく費用について

- くわしくは ▶ P19・20 をご参照ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

⚠ お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

運用期間中

①定額部分における費用

直接負担していただく費用はありません。積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用をあらかじめ差し引いております。

②変額部分における費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金の最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 1.85%	左記の年率の1/365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費 ※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 0.49%程度(税抜き)	左記の年率の1/365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

※特別勘定が主たる投資対象とする投資信託は外国籍投資信託へ投資を行うため、信託報酬は当該投資信託の信託報酬(年率0.20%)と外国籍投資信託の信託報酬(年率0.29%以内)を合算した数値を記載しております。信託報酬は、実際の外国籍投資信託への投資比率により変動します。また、日本国外においてかかる費用(外国籍投資信託の信託報酬)に関しては、消費税などが課されません。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2018年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

■特定のご契約者に負担していただく費用

運用期間中にご契約を解約する場合や、定額の終身保険に移行する場合(運用期間満了時に移行する場合を除きます)などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約などに 必要な費用です。	この保険の基本保険金額に 経過年数に応じた 解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

解約控除率

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
運用期間	10年	8.5%	7.7%	6.8%	6.0%	5.1%	4.3%	3.4%	2.6%	1.7%	0.9%
	5年	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	—	—	—	—	—

※定額の終身保険への移行後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

年金受取期間中

項 目	費 用
保険契約関係費 (年金管理費) ※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 0.4% (円貨で年金を受け取る場合は 最大0.35%)

※2018年4月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始以降は、年金受取期間を通じて適用されます。また、年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、年金額から費用は差し引かれませんが、死亡給付金等の年金払特約および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

定額の終身保険への移行後

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して定額の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

※上記の費用は、移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM +50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM -50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM -50銭
「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して指定通貨を円貨に変更する場合の為替レート	TTM -50銭

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を米ドルでお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
(米ドルのTTM-25銭) ÷ (豪ドルのTTM+25銭)

※上記の為替レートは、2018年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

※上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。



変額部分の投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- 変額部分について、国内株式、先進国株式、新興国株式、国内債券、先進国債券、新興国債券、国内リート、先進国リートなどで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながります。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。



解約する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

定額部分について市場価格調整(▶P16)をご参照ください)を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

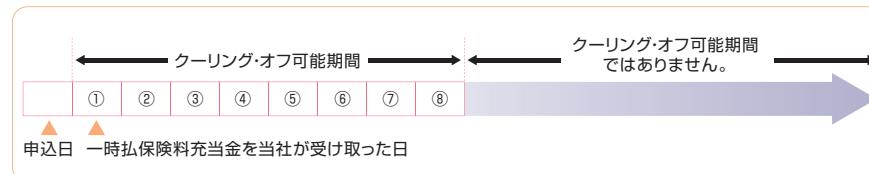
1

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。郵便(はがき、封書)※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。書面には、下表の記入事項をご記入ください。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 〇〇県〇〇市××1-2-3 TEL〇〇-××××-〇〇〇〇
お払い込みいただいた金額・通貨	〇,〇〇〇,〇〇〇 (豪ドル・米ドル・円)
ご本人名義の返金口座※4	〇〇銀行〇〇支店 預金種類1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

※4 外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

- お申込みの撤回などがあつた場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 一時払保険料充当金(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額)と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。お客さまが外貨をお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。
- 当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいた場合、指定通貨でお返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。

2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などへの入居も同様の取扱いとなります。

3 定額部分に適用される積立利率は、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額となります。

積立利率は、運用期間に応じた豪ドルの金利スワップレートを指標金利とします。その指標金利を参考に、保険契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を差し引いた利率となり、この保険では、定額部分に適用されます。

4 保障の開始（保障の責任開始期）、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。
- 第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日（一時払保険料を受け取った日）から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します（保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります）。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

5 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**）
- 重大事由によりご契約が解除となった場合（**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**）
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。
 - ① 特別勘定の運用実績
 - ② 市場価格調整
 - ③ 解約控除
 - ④ 円貨に換算した金額は解約時の為替レート解約返還金額の計算方法など詳しくは **▶P16** をご参照ください。

7 目標到達の判定は、「積立金額の円換算額」ではなく「解約返還金額の円換算額」で行います（「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合）

8 この保険には為替リスクがあります

- くわしくは **▶P21** をご参照ください。

9 給付金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820
受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

10 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

11 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

12 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

13 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

14 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

15 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター



0120-876-126

営業時間: 月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)
9:00～17:00

16 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2018年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

*ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

■つぎの基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
年金原資額の一時支払	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。

*「円貨支払特約」を付加した場合などで、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

■お払いいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。

介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	--

運用期間中および定額の終身保険への移行後

■解約時の差益に対する課税

●運用期間中

契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

●定額の終身保険への移行後

所得税(一時所得※1)+住民税の対象となります。

■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一時支払)時の差益に対する課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(一時所得※1)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円程度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

(収入) (払込保険料) (50万円)

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。